

被災木等の撤去・有効利用の状況

水産林務部林業木材課

1. 経緯

被災地の早期復旧に向けて、治山・林道や農政、建設が実施する復旧工事が円滑かつ効率的に実施できるよう、関係機関や団体等と連携し被災木等を撤去。

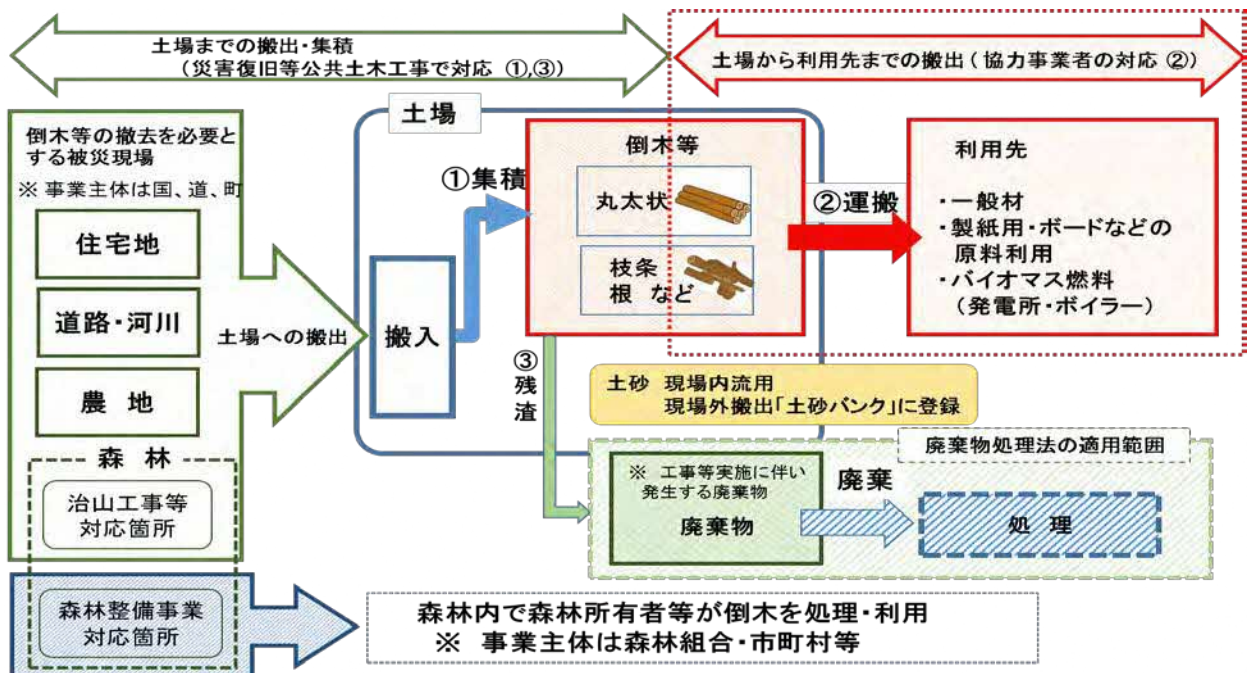
また、撤去した被災木等については、素材生産業者やバイオマス燃料供給事業者などの協力事業者と連携し、有効利用する体制を構築。

この取組をより実効性のあるものとするため、復旧工事等発注者となる道、国（北海道開発局）、厚真町、並びに協力事業者（16事業者）を代表する三者（株式会社イワクラ、王子木材緑化株式会社北海道支店、日本製紙木材株式会社北海道支店）と、「北海道胆振東部地震により発生した倒木等の有効利用に関する協定」を平成31年3月7日に締結。（安平町は令和元年9月より参加）



2. 協定のスキーム・役割分担

- 工事発注者（道、国：北海道開発局、厚真町、安平町）が、被災木等を復旧工事現場から集積土場まで搬出・集積（①）し、協力事業者が集積土場から利用先まで運搬（②）。
- 復旧工事現場から土場までの搬出・集積経費は公共土木工事実施者が負担し、集積土場から利用先までの運搬経費は協力事業者の負担により対応。



3. 被災木等の有効利用状況

協定に基づき復旧工事現場から撤去した被災木等は、丸太や枝条、伐根等に分別し、土場等に集積した後、丸太は主に製材（輸送資材）や製紙用チップに、枝条等は燃料や敷料に加工され、全量を有効に活用している。

※集積土場への搬入量（令和3年1月末時点、協力事業者への聞取り）

推定受入量 合計：111千m³（丸太：15千m³、枝葉・伐根：96千m³）



4. 今後の対応

協定に基づき、工事等発注者と協力事業者が連携して被災木等の有効利用に取り組む。利用量等の取りまとめ結果については、随時情報共有する。